

# 信託法と相続法—信託と遺留分制度との 関係を中心として

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 西 希代子

## 目 次

1. はじめに
2. 東京地裁平成30年9月12日判決
  - (1) 事実の概要
  - (2) 判 旨
3. 信託と遺留分制度
  - (1) 信託に対する遺留分制度の適用
  - (2) 遺留分制度の理念に反する信託の効力
4. 遺留分制度の適用方法
  - (1) 遺留分制度が適用される時点
  - (2) 遺留分の算定と遺留分侵害額の請求
  - (3) 無償行為としての性質
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

多様な民事信託のニーズに応えることを可能にした新信託法<sup>(1)</sup>の成立から、早くも15年が過ぎた。当時、「商事の比較的狭い領域で利用されるにとどまり、社会に広く浸透しているとはいえない<sup>(2)</sup>」といわれた信託であったが、その普及はめざましく、2022年3月末現在の信託財産総額は約1,524兆7,000億円に達し<sup>(3)</sup>、毎年、史上最高額を更新している。相続に代わる財産承継方法として利用可能な遺言代用信託（信託法90条）の利用は、ここ数年、1万件前後で推移しており<sup>(4)</sup>、必ずしも多いとはいえないが、今後、その意義が広く知られるにつれて、利用件数も伸びることが予想される<sup>(5)</sup>。特に、新信託法において明文規定が置かれた後継ぎ遺贈型受益者連続信託（信託法91条）には、様々な利用可能性がある。たとえば、立法時には、被相続人（委

託者）が生存中にその所有する賃貸建物を特定の者（受託者）に譲渡し、賃料を受益者に給付することを目的とする信託を設定した上で、自己の生存中は自ら受益者（第1次受益者）となり、自己の死亡により配偶者が受益者（第2次受益者）となり、その死亡により子が受益者（第3次受益者）となるケースや、中小企業の経営者が、自社の株式を信託した上で、実質的に経営を委ねたい者を順次受益者として指定し、受益者には信託財産である株式の議決権行使に係る受託者に対する指図権を付与するケースなどが想定されていた<sup>(6)</sup>（生前信託、遺言信託のいずれの形式も考えられる<sup>(7)</sup>）。

しかし、後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、信託の中でも特に、条文の文理解釈からも相続法との関係でも疑義が山積する制度であるといわれている<sup>(8)</sup>。そもそも、新信託法制定以前は、後継ぎ遺贈<sup>(9)</sup>と同様の目的を達成しうる後継ぎ遺贈型受益者連続信託の効力自

体について争いがあった。すなわち、民法上、後継ぎ遺贈の効力に否定的な見解<sup>(10)</sup>が多数説といわれており<sup>(11)</sup>、同じような財産移転・承継を可能にする後継ぎ遺贈型受益者連続信託もまた、信託法上はともかく、民法上は無効という見解があった<sup>(12)</sup>。さらに、日本では<sup>(13)</sup>、民法上、被相続人の財産を承継できるのは相続開始時に存在している者でなければならないところ（同時存在の原則）、信託の受益者は未存在の者でもよく、なかでも受益者連続型信託の場合には、委託者である被相続人の死亡時に未存在の者が後順位の受益者になる可能性も高く、同時存在の原則の潜脱にならないかも問題になり得た<sup>(14)</sup>。これらに対しては、立法をめぐる議論の中で一応の回答が示されたが<sup>(15)</sup>、不明確なまま残された問題もある。それは、民法の財産移転・承継に関する最大の公序といわれる遺留分制度との関係である。立法時には、信託が遺留分制度の規律に服することは確認されているが<sup>(16)</sup>、具体的な両者の関係については何ら立法的手当がなされることもなく、すべて解釈に委ねられることになった<sup>(17)</sup>。後継ぎ遺贈型受益者連続信託等のスキームは、様々な財産承継のニーズに対応するものとして注目されているにもかかわらず<sup>(18)</sup>、この点について未だ十分な検討がなされているとはいえない。

そこで本稿では、後継ぎ遺贈型受益者連続信託をはじめとする信託と民法の財産移転・承継に関する規律との関係について、初の<sup>(19)</sup>裁判例である東京地裁平成30年9月12日判決（金法2104号78頁<sup>(20)</sup>。以下、「平成30年判決」という）を参照しつつ検討する。はじめに、平成30年判決を紹介した上で（2）、その争点や残された問題等を手がかりとして、遺留分制度の規律ないし理念と信託との関係（3）及び遺留分制度の信託への具体的な適用方法（4）を中心に考察したい。

## 2. 東京地裁平成30年9月12日判決

### (1) 事実の概要

被相続人Aは、平成27年2月18日に死亡し、相続人として、長男X、二男Y及び二女Bが遺された。Aは、同年同月1日、Bとの間でAの全財産の1/3に相当する財産について死因贈与契約を、Yとの間でAの全財産の2/3に相当する財産について死因贈与契約を、それぞれ締結した（以下、「本件死因贈与」という）。さらにAは、同年同月5日、Yを受託者とする信託契約を締結した（以下、「本件信託」という）。信託財産は、A所有の全不動産（不動産1～22）、現金300万円、将来において信託不動産の売却・賃貸その他運用により得られた金銭、信託金銭を用いてYが新たに建築・取得する不動産等である。当初受益者はA、A死亡後の第一順位の受益者はX（受益権割合1/6）、B（同1/6）及びY（同4/6）、第二順位の受益者はYの子ら（受益権割合は均等）である。信託の目的は、Aの遺産をYが管理・運用することによって、Y及びその直系血族がAの家を継ぎ、お墓・仏壇を守ってほしいとのAの意思を反映した財産管理を継続することにある。受託者は、信託不動産を無償で使用することができ、信託金銭を用いて信託不動産に関する公租公課・修繕費その他信託不動産の維持管理に必要な一切の費用を支払うことができるほか、信託金銭を受益者の身上監護のため等に用いることもできる。A死亡後の受益者の意思決定はBが単独で行い、受益者は、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産より発生する経済的利益を受ける。なお、受益者が複数となったときに受益者の1人は他の受益者に対して受益権持分の取得を請求することができ、その価格は最新の固定資産税評価額をもって計算した額とすること等も信託契約において定められていた。

22件の信託不動産のうち、不動産2～5、

7及び8はAの居宅、物置及びそれらの敷地（固定資産税評価額は合計約3億5,250円）であり、そのうち一部は駐車場として第三者に賃貸されている（賃料収入は年間100万円～180万円程度）。また、不動産1、6、9及び10は賃貸物件（固定資産税評価額は合計約1億2,280万円、賃料収入は年間1,000万円前後）、不動産11～15は無償で貸与している倉庫敷地とその付近の私道敷地（非課税）、不動産16は山林である（固定資産税評価額は約2万5,000円）。Yは、信託契約に基づいて、これら不動産につき所有権移転登記及び信託登記を同年3月10日に了した。他方、不動産17～22については、相続開始後、相続税納付のため、X、Y及びBの合意により売却代金を受益権割合に従って分配することとし、Yが合計約2億2,430万円にて売却した。Xは、Yに対し、主位的に、本件死因贈与及び本件信託は、Aの意思無能力または公序良俗違反（本件信託はXを差別し、排除することを意図した遺留分逃れのためのものであり、相続法秩序を破壊する等という）により無効であるとして、不動産2～5、7、8及び11～16につき所有権移転登記及び信託登記の各抹消登記手続等を求めるとともに、予備的に、遺留分減殺請求による信託財産引継を原因とする所有権移転登記手続及び信託登記抹消登記手続等を求めて提訴した<sup>(21)</sup>。

## (2) 判 旨

争点は、本件信託及び本件信託に先立ってなされた死因贈与におけるAの意思能力の有無を含めて多岐にわたるが（判決では、Aが意思能力を欠く常況にはなかったことが認定されている）、信託と遺留分制度との関係に関しては、主に、本件信託が公序良俗に反するか（争点a）、本件信託が有効である場合、遺留分侵害額をどのように計算するのか（争点b。2018年相続法改正前の事件であるため、信託財産または受益権いずれの価額を算入するのかという論点のほか、減殺の対象が信託

財産、受益権いずれかという論点も含む）という2点が争われた。

争点aについては、「A所有不動産のうち、不動産11～16は、これを売却しあるいは賃貸して収益を上げることが現実的に不可能な物件であること、また、不動産2～5、7及び8についても、駐車場部分の賃料収入は同不動産全体の価値に見合わないものであり、不動産2～5、7及び8を売却することも、あるいは全体を賃貸してその価値に見合う収益を上げることができていないことが認められ、これらは本件信託当時より想定された事態であるといえることからすると、Aは、上記不動産2～5、7、8及び11～16の各不動産から得られる経済的利益を分配することを本件信託当時より想定していなかったものと認めるのが相当である。

加えて、Aが本件信託前に行った本件死因贈与は、Aの全財産の3分の2をYに、3分の1をBにそれぞれ死因贈与するという、Xの遺留分を侵害する内容のものであったこと、本件信託は、Aの全財産のうち全ての不動産と300万円を目的財産とし、Xに遺留分割合と同じ割合の受益権を与えるにとどまるものであったことからすると、Xが遺留分減殺請求権を行使することが予想されるころ、仮に、Xが遺留分減殺請求権を行使し、本件信託におけるXの受益権割合が増加したとしても（なお、遺留分減殺の対象を受益権とみるべきことは、後記…のとおりである。）、上記不動産2～5、7、8及び11～16の各不動産により発生する経済的利益がない限り、Xがその増加した受益権割合に相応する経済的利益を得ることは不可能である。…そうすると、Aが上記不動産2～5、7、8及び11～16の各不動産を本件信託の目的財産に含めたのは、むしろ、外形上、原告に対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えることにより、これらの不動産に対する遺留分減殺請求を回避する目的であったと解さざるを得ない。

したがって、本件信託のうち、経済的利益の分配が想定されない上記不動産2～5、7、8及び11～16の各不動産を目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であるというべきである。…本件信託が信託法上認められた後継ぎ遺贈型受益者連続信託であるとしても、民法上認められた遺留分減殺請求権の行使を妨げる内容の信託が許されることになるものではない」。

他方、本件信託のうち、不動産2～5、7、8及び11～16以外の目的財産に係る部分については、Xは信託不動産により発生する経済的利益を享受することができること等を理由にその効力を認めた上で、争点bについては、本件信託のうち、これら有効とされた部分につき、「信託契約による信託財産の移転は、信託目的達成のための形式的な所有権移転にすぎないため、実質的に権利として移転される受益権を対象に遺留分減殺の対象とすべきである。…不動産1、6、9及び10の各不動産、売却済み不動産（不動産17～22）並びに信託金銭300万円については、減殺の対象となる受益権の価額をもってこれを評価し、X、B及びYが各受益権割合に従ってこれを取得したものとして、遺留分を計算することになる。本件信託は、信託契約自体は生前に締結され、Aが死亡した時点でX、B、Yが受益権の持分を取得するものであるから、死因贈与に類似するものとして、遺留分を計算する」と判示した。受益権の具体的な評価は、信託不動産については、各信託不動産の収益価格の上限及び下限（固定資産税評価額を0.7で除した額にほぼ等しい）を試算した上で、売却済み不動産の固定資産税評価額が実際の売却額の約7割であったこと等を理由に収益価格の下限とし、信託金銭については同価額をもって受益権の価額とした。減殺順序については、本件信託を死因贈与と同順位として遺留分減殺請求による減殺率を計算して、本件信託に基づき行われた不動産2～5、7、8

及び11～16の所有権移転登記及び信託登記の各抹消登記手続請求及び遺留分減殺を原因とする持分一部移転登記手続等を認容した。

### 3. 信託と遺留分制度

#### (1) 信託に対する遺留分制度の適用

平成30年判決は、経済的利益の分配が想定されない不動産を信託財産に含めたことをもって、「遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したもの」と認定し、その不動産に係る信託を公序良俗に反して無効とするとともに（争点a）、有効な信託部分による財産移転ないし受益も遺留分制度の規律に服することを当然の前提として、その算定方法を示した（争点b）。

争点aに関しては、事実上、遺留分制度の規律の対象外とされている生命保険の例を挙げるまでもなく<sup>(22)</sup>、そもそも、民法上の制度でなく、遺留分規定において明示的に対象とされているわけでもない信託による財産移転・承継に遺留分制度が適用されることは自明ではない<sup>(23)</sup>。しかし、新信託法制定以前から、信託にも遺留分制度の規律が及ぶとする見解が多く<sup>(24)</sup>、新信託法制定時にもそれが確認されていることは前述の通りである。今日では、学界は、信託の設定によって遺留分侵害額請求（旧減殺請求）を一律に免れる効果が生じるものではないという点ではほぼ一致している<sup>(25)</sup>。現在販売中の信託商品では、信託金額に上限を設けることなどによって、遺留分侵害が生じないようにされている<sup>(26)</sup>。

もっとも、たとえば後継ぎ遺贈型受益者連続信託は「共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段<sup>(27)</sup>」であると立案担当者によってと説明される等、信託と遺留分制度との関係が問題になることが認識されながら、それらの調整が十分に行われずに立法された背景について、少なくとも特定の種類の信託については、「実際上は遺留分制度が機

能しなくてもかまわないという判断があったと考えることも、荒唐無稽とまでは言い切れないように思われる」との分析もなされていたところである<sup>(28)</sup>。そのようななか、遺留分制度の潜脱を図る信託の効力について、遺留分を侵害する限度で減殺請求を認めるのではなく、信託の効力自体を否定した平成30年判決は、遺留分の侵害に対して、従来の議論の土俵よりも一段上の厳格な態度を示し、遺留分制度の極めて強い公序性を示したものとして評価しうる。先行評釈等においても、肯定的な見方が多い。

## (2) 遺留分制度の理念に反する信託の効力

### ① 遺留分を侵害する財産処分の効力

しかし、判旨の論理には異論もあり得るのではないだろうか。遺留分を侵害する遺言、贈与契約等が当然に無効になるわけではなく、減殺請求（現遺留分侵害額請求）の対象となりうるにすぎないことは、民法典の起草者が明言しており<sup>(29)</sup>、判例の一貫した立場でもある（最判昭和35年7月19日民集14巻9号1779頁）。この点については、学説上も争いはない<sup>(30)</sup>。2018年相続法改正前、「遺留分に関する規定に違反することができない」と定められていた遺言による相続分の指定（民法旧902条1項ただし書）、遺贈（民法旧964条ただし書）等による財産処分についても同様であり、遺留分を侵害する相続分の指定等も当然に（一部）無効になるのではなく、減殺請求に服するにすぎないと解するのが、判例（包括遺贈について、大判昭和5年6月16日新聞3171号7頁、最判昭和37年5月29日家月14巻10号111頁等）・通説であった<sup>(31)</sup>。遺留分減殺請求権の物権的効果を否定し、遺留分侵害額請求権によって生じる権利を金銭債権とした2018年相続法改正では、遺留分を侵害する相続分の指定等がなされた場合等であっても、遺留分権利者はそれらの財産処分行為の効力を争えないことを当然の前提として、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求

権を有するにとどまることが明記された（民法1046条1項等）。

明治民法下では、隠居相続の際の財産留保による遺留分侵害について（明治民法988条但書）、家の存続を危うくするもので公序に反するとして全部留保を無効とした判例もあるが（大判昭和9年11月10日法学4巻4号130頁）、戦後は公序良俗則の適用は否定されており（最判昭和29年12月24日民集8巻12号2271頁）、ほぼ全財産の贈与・遺贈についても同様の判断が下されている（前掲最判昭和37年5月29日等）。遺留分を侵害する遺贈が婚姻外の情交関係の継続を目的としたものである場合等、遺贈の目的如何によっては、財産処分行為が公序良俗違反により無効となる余地はあるが（大判昭和18年3月19日民集22巻185頁、最判昭和61年11月20日民集40巻7号1167頁等参照）、それは遺留分を侵害することによるわけではない。このように、現行法の下で、遺留分制度の潜脱自体が公序良俗違反にあたるとする議論は見当たらない。

### ② 東京地裁平成30年9月12日判決の問題点

平成30年判決は、Xの受益権割合がその遺留分割合と同割合ということもあり、Aの相続の時点では、形式的には、遺留分侵害はない。ところが、本件には、受益者連続信託により、Yの直系卑属が第2次受益者とされ（後述のように、本件では、遺留分侵害額等の算定に際して、この第2次受益者の受益権の存在が考慮されていない）、最終的にAの遺産はYの家系に承継されること（本件信託における残余財産受益者・帰属権利者は不明であるが、Yの子またはその相続人であると予想される）、受託者であるYには運用等に関する大きな裁量権及び無償使用権があること<sup>(32)</sup>、受益権の買取価格は最新の固定資産税評価額に限定されていること等の事情があった。判決では、不動産の価値に見合う経済的利益の分配が望めない不動産を信託の目的

財産に含めたことが直接の問題点とされているが、本来、それ自体は、被相続人が不合理な投資、財産の毀損行為等、潜在的遺産ともいえる自己の財産の価値を低減させる行為をした場合と同様、遺留分制度の枠内で問題視すべきことではない。ここでは、結局のところ、X及びYの受益権割合だけでは評価し尽くされない分配の不公平さないし不公平感が問題となっているとみることもできる。そして、それを法的に評価するには、そのような信託利用方法は遺留分制度の潜脱を狙ったものとして、信託の効力自体を公序良俗違反により否定するより他に方法はないと判断されたのであろう<sup>(33)</sup>。任意団体等が主催する家族信託セミナー等において、遺留分権利者を受益権の中に封じ込め、遺留分侵害額請求を阻止できるとして、遺留分割合の受益権をあてがう仕組みが紹介されるなど<sup>(34)</sup>、まさに遺留分逃れを意図する信託が広がりつつある中で<sup>(35)</sup>、それに警鐘を鳴らし、抑止するための最後の手段であったのかもしれない<sup>(36)</sup>。その意味では、本件事案の解決としては妥当であり、一定の説得力を有する判決であるが、その論理の一般化には危惧を覚える。

公序良俗則と遺留分侵害額請求との関係については、後者が前者の特別規定であり、遺留分制度が公序良俗則に代わって相続人を保護する制度としての意味を持っており、民法90条の適用の余地はないと解されている<sup>(37)</sup>。二重の保護は必要ないのみならず、民法90条の保護も与えることは、処分の自由の原則等の市民法原理を後退させ、法が意図するよりも大きな利益を相続人に与え、取引の安全を害し、さらには遺留分侵害額請求権の短期消滅時効（民法1048条）の適用を免れていつまでも相続をめぐる紛争を生じさせ、法律関係の安定を損ねることになるのがその理由とされる。しかも、本件のように、財産移転ないし受益権の付与として現れたものではなく、語られない被相続人の意図をもとに遺留分制度の潜脱を認定することは、その意図の認定

が恣意的になるおそれもあることから、より慎重になるべきであろう。

このような観点からは、平成30年判決が、信託による財産移転・受益権の付与にも遺留分制度の適用があることを明確にした点は評価できるものの、信託の一部を公序良俗違反より無効とした点については疑問が残るといわざるを得ない<sup>(38)</sup>。むしろ、本件では考慮されていないYの信託財産の無償使用権、第二順位の受益者であるYの子らが取得する受益権、残余権等を評価して算入することによって、また、受益権の評価方法を適切に不動産を運用した場合に見込まれる収益等を基に計算すること等によって、信託設定によるXの遺留分侵害を認定することで対応することも考える余地があったように思われる<sup>(39)</sup>。

#### 4. 遺留分制度の適用方法

遺留分制度の規律が信託にも及ぶとして、次に、争点bにその一端が示されるように、どのように遺留分制度を適用すべきかが問題となる。具体的には、(i) 相続法の公序との関係が問題となる時点、すなわち、遺留分制度を適用する時点ないし遺留分侵害額請求権（旧減殺請求権）の発生時期、(ii) 遺留分及び遺留分侵害額を算定する際に算入される価額（受益権の価額か信託財産の価額か）、(iii) 算入される信託の範囲（常に全て算入されるのか、被相続人の死亡前の一定期間になされたものに限定されるのか）、(iv) 遺留分侵害額請求の相手方（受託者か受益者か）、（2018年相続法改正前においては、これに加えて減殺の対象、）(v) 遺留分侵害額の負担順位（旧減殺の順序）等が争点となる。

##### (1) 遺留分制度が適用される時点

(i) については、受益者連続信託の場合には、第2次以降の受益者が存在するため、どの時点で遺留分制度が適用されるのか、つまり、前順位の受益者が死亡した時点でその

都度、遺留分制度が適用されるのか、あるいは、委託者の死亡時にのみ適用されるのか。新信託法の立案担当者は後者の立場に立ち、遺留分算定に当たっては、第2次以降の受益者についても、前順位の受益者の死亡時ではなく、委託者の死亡時が基準になるとする<sup>(40)</sup>。学説上も争いはない。

したがって、平成30年判決の事案の場合、X、Y及びBのみならず、Yの子らも始期条件付かつ存続期間が不確定な受益権をそれぞれAから直接取得したものと、遺留分を算定することが求められる。しかし、平成30年判決では、「Aが死亡した時点でX、B、Yが受益権の持分を取得する」と述べるにとどまり、第二順位のYの子らの受益権の存在は考慮されていない。明示されていないため、必ずしもその立場は明らかではないが、立案担当者とは異なる立場であるようにも読める。仮にそうであるとすれば、先順位の受益者の受益権が不当に過大に評価されるおそれがあるだけでなく、遺留分侵害額にも影響が及ぶため、その根拠も含めてより丁寧な説明が望まれた。

## (2) 遺留分の算定と遺留分侵害額の請求

### ① 二つの考え方と平成30年9月12日判決の立場

(ii) 及び (iv) は、通常の贈与、遺贈等とは異なり、信託財産は受託者に帰属し、実質的な利益は受益者に帰属するというズレがあるために生じる争点である。これらの争点については、大きく分けて、信託財産説（受託者説）と受益権説（受益者説）という2つの考え方がある<sup>(41)</sup>（次頁表参照）。

信託財産説は、信託財産の受託者への処分ないし信託設定行為が遺留分侵害行為に当たるとし<sup>(42)</sup>、遺留分算定のための財産に算入される価額は信託財産の価額であり、論理必然ではないものの、一般に、遺留分権利者は受託者に対して遺留分侵害額の支払いを求めることができるとする<sup>(43)</sup>。新信託法制定の

際には、受託者を相手方として信託設定行為を取り消すという説明がみられることから<sup>(44)</sup>、立法者はこの立場に立っていたと考えられる。他方、受益権説は、受益権の受益者への付与が遺留分侵害行為に当たるとし、遺留分算定のための財産に算入される価額は受益権の価額（の総額。ただし、委託者が生前に受益者であった場合、その受益権の価額は除く）であり、一般に、遺留分権利者は受益者に対して遺留分侵害額の支払いを求めることができるとする<sup>(45)</sup>。信託財産説は、形式的な財産の移転、すなわち、その潜在的相続財産からの財産の逸出に着目するのに対して、受益権説は、実質的な利益の移転、すなわち、その潜在的相続財産が有する、あるいは生み出さうする実質的な利益の特定人または一定の対象への付与に着目するものといえようか。

平成30年判決では、信託財産または受益権のいずれの価額を算入するかが争われ、受益権の価額を算入して遺留分及び遺留分侵害額が算出されていることから（また、明言されていないが、Yは、受託者としてではなく、受益者として請求の相手方となったとみることができる）、受益権説の立場に立っているように思われる。もっとも、平成30年判決では、前述のように、信託の設定による信託された財産の受益権への性質転換によって、信託財産の価値を基礎として計算した場合の遺留分額が保障されなくなった点が問題視されているだけでなく、信託財産の固定資産税評価額等を手がかりとして受益権の価額が算定されている。そのため、根底にある発想は、伝統的な受益権説とは異なり、信託財産説に近いようにも感じられ<sup>(46)</sup>、その立場は、必ずしも明らかではない。

### ② 受益権説の妥当性

遺留分侵害額請求の相手方は相続財産が帰属した者であるところ、たしかに、信託財産が帰属するのは受託者であるため、受託者が

	受益権説 (受益者説)	信託財産説 (受託者説)	折衷/双方説
遺留分算定のための財産に含まれる価額	受益権の価額 (の総額)	信託財産の価額	信託財産の価額または受益権の価額 (の総額)
遺留分を侵害する行為	受益権の付与	信託財産の移転 (信託の設定)	信託財産の移転または受益権の付与
遺留分侵害額請求の相手方	受益者 (受益者の定めがない信託の場合等は、受託者)	受託者	受託者または受益者

遺留分侵害額請求の相手方となると考えるのが日本の相続法体系と整合的ともいえる<sup>(47)</sup>。前掲東京高判平成28年10月19日(注20)も、傍論ではあるが、遺言信託に対する遺留分減殺請求の意思表示は受託者に対して行うべきであるとしている。

しかし、信託の本質は、財産の管理・処分その他信託目的達成のために必要な行為の委託にある。信託財産の移転はそのための手段に過ぎず、信託財産の移転自体に独自の有償性・無償性を見いだすのは実態に反する<sup>(48)</sup>。利益を受けるのは受益者であり、受託者は信託財産について固有の利益を有しない(信託法8条参照)ことから、やはり受益権説が妥当であろう。ただし、受益者が未確定または不存在の場合等は、遺留分算定のための財産の価額は受益権をもとに計算することができるとしても、遺留分侵害額請求の相手方を受益者とすることはできないため、信託管理人や受益者代理人がいる場合はそれらの者が、そうでない場合には、例外的に、信託財産の管理者として受託者を相手方とすることになる<sup>(49)</sup>。

前述のように、後順位の受益者の受益権の価額も遺留分算定のための財産の価額に算入され、後順位の受益者は、実際に受益者として利益を受けられるかどうか分からないにもかかわらず、遺留分侵害額請求を受ける可能性がある。後継ぎ遺贈を有効と解する場合について、第2次受遺者も被相続人の死亡によって相続財産から利益を得る立場にある以上、条件付権利または存続期間の不確定な権

利として鑑定人の評価に従って期待権の価値を算定した上で(民法1043条2項)、遺留分侵害額請求の対象となると解されているところである<sup>(50)</sup>(ただし、異なる考え方も存在する<sup>(51)</sup>)。遺留分侵害額請求を受けた後順位受益者としては、裁判所に支払いにつき相当の期限の許与を求めることも考えられるが(民法1047条5項)、受益権に基づく給付を受けるまでの長期間の猶予が与えられることは考えにくい。このような場合、後順位受益者は、必要に応じて、受益権の放棄(信託法99条)等によって対応することになるだろうか。

### ③ 受益権の評価

信託財産の評価と比較すると、受益権の評価は容易ではないのに加え、受益権の価額が信託財産の価額に及ばない等の問題が指摘されている<sup>(52)</sup>。特に、始期・終期がともに不確定な受益権が含まれることになる後継ぎ遺贈型受益者連続信託の評価はより難しいが、同様の問題は将来債権の承継等でも生じうるのであり、受益権に特有の問題ではない。他の条件付権利または存続期間の不確定な権利と同様、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価によって定めるとする民法1043条2項またはその類推適用により、鑑定人の評価に委ねることになる<sup>(53)</sup>。受益者の平均余命、地価変動率等の他、特に後順位の受益者については受益できない可能性等も考慮すべきであるが、受益権取得請求があった場合における裁判所の価格決定(信託法104条2項)の方法等も参考になるだろう。他方、受益権の価額

が信託財産の価額に及ばないとされる点については、常に相続開始時点での実際の賃料等を基に計算するのではなく、場合によっては、適正賃料での賃貸等、合理的な運用・活用がなされた場合の価額を参考としたり、後順位の受益権の価額を適正に評価して算入することによって、対応することが考えられないだろうか。

この点、平成30年判決では、各遺留分権利者の受益権価額を算定し、それを合算して遺留分算定のための財産の価額を算出するのではなく、反対に、不動産毎に収益価格や固定資産税評価額をもとに受益権価額を算定し、それに各受益者の受益権割合を乗じるという計算が行われている。このような算定方法により、受益権の計算の難しさを免れるとともに、その価額が信託財産の価額に比して低額になるという批判を免れたという側面はある<sup>(54)</sup>。しかし、そのような計算方法を採用したことにより、不確定期限付の権利であることや、平均余命等、受益者による事情の違いが考慮されていない点、さらには、第二順位のYの子らの受益権が評価・算入されていない点等には、やはり疑問を感じざるをえない。

### (3) 無償行為としての性質

#### ① 遺言信託の場合

(iii) 及び (v) は、信託を贈与、遺贈等、民法が予定する財産の無償移転方法の中のいずれに準ずるものとして扱うかに関わる。民法上、遺留分を算定するための財産に算入する財産の価額は、「被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額」及び一定範囲の「贈与した財産の価額」であり、前者には遺贈等が含まれ、後者の「贈与」については、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与した場合を除き、受贈者が非相続人である場合には相続開始前の1年間になされた贈与、受贈者が相続人である場合には相続開始前の10年間になされた特別受益

に当たる贈与が含まれる（民法1043条1項・1044条）。遺留分侵害額の負担者については、「受遺者」が「受贈者」に先立ち負担し（民法1047条1項1号）、「受遺者」には、遺贈に限らず広く死因処分を受けた者が、「受贈者」には受贈者に限らず広く生前処分を受けたものが含まれる。遺言信託の場合は、その効力発生時が遺言の効力発生時であることから、学説上、（特定）遺贈に準じて扱うということにほぼ異論はなく<sup>(55)</sup>、遺言代用型ではない生前信託の場合は、実質的にも法律的にも、（生前）贈与に準ずるものとして扱うことに異論は少ないと思われる<sup>(56)</sup>。

#### ② 遺言代用信託の場合

これらに対して、平成30年判決の事案のような遺言代用信託については、遺贈ないし遺贈類似のものとする見解もあるが<sup>(57)</sup>、贈与ないし贈与類似のものとする見解が多く<sup>(58)</sup>、中でも明示的に生前贈与ではなく死因贈与ないし死因贈与類似とする見解が多い<sup>(59)</sup>。新信託法制定の際にも、生前行為によって自己の死亡後における財産の分配を図るという点で、遺言代用信託は死因贈与と類似する機能を有するものであると説明されている<sup>(60)</sup>。平成30年判決においても、信託契約自体は生前に締結され、Aが死亡した時点でX、B、Yが受益権の持分を取得することを理由に、「死因贈与に類似するもの」とされている。

もっとも、遺留分制度における死因贈与の取扱いに関する規定はなく、解釈に委ねられている。遺留分を算定するための財産の価額に算入される範囲については、遺贈と同様に扱う遺贈説が多数説である<sup>(61)</sup>。遺留分侵害額請求の負担順位における遺贈説と同様、死因贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する旨を定める民法554条の存在のほか、死因贈与は贈与者の死亡時に初めて効力が生じるため、契約が相続開始1年より前になされた場合でも目的物は相続開始時にはまだ相続財産から逸出してい

ないこと等が理由とされる。これによると、受益権の価額は、信託契約が締結された時期や当事者の主観を問わず、常に、「被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額」(民法1043条1項)として遺留分を算定するための財産の価額に算入されることになる。

他方、死因贈与の受贈者の遺留分侵害額の負担順位については、受遺者と同順位とする説(遺贈説<sup>(62)</sup>)、受贈者と同順位とする説(贈与説<sup>(63)</sup>)、受遺者の次、受贈者の前とする説(最終贈与説、中間説<sup>(64)</sup>)等がある<sup>(65)</sup>。遺贈説は、民法554条の存在ほか、贈与の効力は死亡時に生じ、この時点で相続財産から逸出する点で遺贈と共通すること等を理由とする。贈与説は、いつでも撤回しうる遺贈とは異なり、死因贈与は必ずしも自由に取り消せないとする<sup>(66)</sup>、行為時において遺留分侵害行為がなされたとみるべきこと、さらに、生前贈与について行為時を基準としているにもかかわらず、死因贈与についてのみ効力発生時を基準として遺贈と同一視することは筋が通らないこと等を理由とする。これらに対して最終贈与説は、死因贈与は、生前贈与と同様、契約締結によって成立し、すでに権利義務が生じているものの、その効力は遺言者の死亡によって生じることから遺贈に近い贈与として扱うべきこと等を根拠とする<sup>(67)</sup>。学説上は、贈与説や、明治民法の起草者の立場であり旧多数説でもあった遺贈説等もなお有力であるといわれているが<sup>(68)</sup>、近時の多数説は、最終贈与説である。判例はないが、最終贈与説の立場に立つ下級審裁判例(東京高判平成12年3月8日判時1753号57頁)があり、実務上もそのように扱われている。

このように、必ずしも、死因贈与の扱いに関する定説があるわけではない。遺留分の算定のための財産に算入される財産の範囲については遺贈説をとりながら、遺留分侵害額の負担順位については最終贈与説をとる見解があることにも示されるように<sup>(69)</sup>、遺言代用信託を死因贈与類似のものとして捉えるとし

ても、そこから直ちに遺留分の算定のための財産に算入される信託の範囲や遺留分侵害額を負担する順位が定まるわけではないのである。平成30年判決の事案は、信託契約は被相続人の死亡の約2週間前に締結されたものであるため、いずれの立場によっても算入され、また、他の無償処分が死因贈与であったため、遺留分侵害額を負担する順位も、その死因贈与と同順位として処理することが可能であったに過ぎない。

これに加えて、信託の多様性も無視できない。遺言代用信託の設計は自由度が高く、平成30年判決の事案とは異なり、たとえば、受益者が実際に給付を受けるのは被相続人の死亡時であるとしても、信託契約時に受益者としての地位は取得する信託類型もあり(信託法90条1項2号)、信託行為において、受益者として一定の権利を与えられることもある(信託法90条2項)。委託者の受益者変更権(信託法89条)等が制限されている場合には(信託法90条1項ただし書)、より生前贈与に近い<sup>(70)</sup>。反対に、平成30年判決のような事案では、実際にはともかく、受益者は、受贈者が契約当事者となる死因贈与とは異なり、委託者の死亡まで自らが受益者に指定されていることを知っている必要さえない。しかも、信託に別段の定めがない限り委託者は受益者変更権を保持しており(信託法90条1項柱書)、少なくとも法律上は、受益者の期待権保護はあまり問題にならない。遺言代用信託については、別段の定めがない限り撤回権を認めてよいと解されているだけでなく<sup>(71)</sup>、信託法163条9号により、信託契約において、任意に信託を終了させる権限を委託者に付与しておくことも可能であるとされている<sup>(72)</sup>。そうであるとすれば、死因贈与よりも遺贈に近い側面を有する。

以上のような死因贈与の解釈上の不安定性に加え、このような信託の多様性を踏まえて考えると、遺言代用信託は死因贈与に準ずるものとする一律の性質決定を介することな

く、当該信託の特徴に応じて、当該信託が遺留分算定のための財産に含まれるか否か、どのような順位で遺留分侵害額を負担するのかな等を個別に検討していくべきであろう。

## 5. むすびにかえて

本稿では、平成30年判決を手がかりとして、新信託法において立法化された後継ぎ遺贈型受益者連続信託を中心とする相続・遺言の代替方法になり得る信託を念頭に置き、民法の公序との関係、とりわけ、遺留分制度の規律の及ぼし方について検討を試みた。いまだ曖昧な点が多く、残されている課題は少なくない。受益権の評価、遺留分侵害額の負担順序等、一見、技術的な問題のように見えるものであっても、その背後には、信託による受益をどこまで保護するのか、被相続人の意思をどこまで尊重するのか、反対に、遺留分制度の理念をどこまで貫徹するのかという制度の根幹に関わる問題が横たわっている。遺留分制度等、民法の公序の厳格な適用を目指せば、新たな潜脱方法が模索され、民法の空洞化が進むおそれがある反面、公序の抑制的な適用にとどめれば、民法の理念を放棄することにもなりかねない。そのジレンマの中で、いわば妥協点を探ることが求められている。人々の予測可能性、紛争の予防という観点からも、今後、新たに生まれるかもしれない民法上の制度によらない財産移転・承継方法への影響という観点からも、遺留分制度の適用方法をはじめ、信託と民法の公序との関係を明確にしておかなければならない。それが信託の利用拡大にもつながると考えられる。

### 【注】

(1) 新信託法制定の経緯、新信託法の全体的な特徴等については、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』3頁以下(商事法務、2008年)、中田裕康「新信託法の特質—新旧法比較」新井誠ほか編『信

託法制の展望』2頁(日本評論社、2011年)等参照。

- (2) 寺本・前掲注(1) iii頁。
- (3) 信託協会『日本の信託2022』5頁(2022年)。
- (4) 信託協会・前掲注(3) 9頁。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のためか、2020年度と2021年度の新規受託件数は若干少なく、それぞれ、9,230件、9,633件となっている。
- (5) 新信託法制定前後から、様々なニーズの具体例が挙げられてきた。星田寛「受益者連続信託の検討」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』246頁以下(有斐閣、2003年)、新井誠『信託法〔第3版〕』459頁以下(有斐閣、2008年)、赤沼康弘「民事信託の発展可能性」信研35号48頁以下(2010年)、遠藤英嗣「福祉型信託—『遺言信託』と『福祉型信託契約』を中心に—」公証法学40号26頁以下(2010年)等参照。
- (6) 寺本・前掲注(1) 260頁(注2)。
- (7) もっとも、実務においても学界においても、生前に信託銀行等に財産を信託しておけば財産の管理や保全が確実であること、遺言の方式要件を満たす必要がないことなどを理由に、遺言信託よりも生前信託を用いる受益者連続信託の方が今後ますます利用されるようになるといわれている(天野佳洋ほか「座談会 改正信託法下の新しい信託実務(下)」銀法674号22頁〔折原誠発言〕〔2007年〕、川淳一「負担付遺贈・後継ぎ遺贈・遺言信託」岡部喜代子=伊藤昌司編『新家族法大系4』260頁〔新日本法規、2008年〕、同「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論—遺言または遺言代用信託による受益連続処分と遺留分権に関わる問題の整理—」野村豊弘=床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』142頁〔商事法務、2008年〕等)。
- (8) 水野紀子「親族法・相続法の特異性につ

いて」平井宜雄先生古稀記念『民法学における法と政策』765頁以下（有斐閣、2007年）。

- (9) 後継ぎ遺贈の意義ないし法的構成については争いがあるが、一般に、被相続人から遺贈を受けた第1次受遺者が死亡した時に第1次受遺者から被相続人が予め指定しておいた第2次受遺者に所有権が当然に移転する（継伝処分型）のではなく、第1次受遺者の死亡を不確定期限として被相続人から第2次受遺者に対してなされる遺贈（不確定期限付遺贈）と解されている（米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」同『家族法の研究』339頁〔新青出版、1999年〕、川「負担付遺贈・後継ぎ遺贈・遺言信託」・前掲注（7）257頁、床谷文雄「後継ぎ遺贈なるもの」久貴忠彦編代『遺言と遺留分第1巻遺言〔第3版〕』321頁〔日本評論社、2020年〕等参照）。
- (10) 泉久雄「判批」昭和58年度重判93頁（1984年）、国府剛「判批」民商89巻4号560頁（1984年）、久貴忠彦「後継ぎ遺贈の可否」判タ688号376頁（1989年）、大島俊之「いわゆる『後継遺贈』について」林良平ほか編『谷口知平先生追悼論文集第3巻』483頁（信山社、1993年）、植田淳「わが国における連続受益者型信託」信託180号8頁（1994年）、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』577頁注（17）（有斐閣、2000年）等。これに対して、特殊な遺贈類型の一種として有効と解する見解として、稲垣明博「いわゆる『後継ぎ遺贈』の効力」判タ662号41頁（1988年）、岩志和一郎「相続法の課題」税研87号47頁（1999年）、米倉・前掲注（9）323頁、福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判タ1247号93頁（2007年）、川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』29頁（商事法務、2008年）、田中亘

「後継ぎ遺贈」米倉明編『信託法の新展開』258頁（商事法務、2008年）、七戸克彦「後継ぎ遺贈の目的及び法的構成について」THINK 司法書士論叢会報107号209頁（2009年）等。後継ぎ遺贈は、近世において存在した仲継相続と同様の効果を得ることができ、明治民法下で家産の承継のために利用されたため、明治民法下では積極説が多かった（穂積重遠『相続法大意』180頁以下〔岩波書店、1926年〕、和田于一『遺言法』237頁〔精興社、1938年〕、近藤英吉『判例遺言法』161頁〔有斐閣、1938年〕等）。なお、裁判例では、考えられる当事者の意図として、後継ぎ遺贈のような財産承継方法がありうることを示唆しつつ、その有効性については言及していないものがあるのみで（最判昭和58年3月18日家月36巻3号143頁）、後継ぎ遺贈が有効か否かを論じた判例はない。

- (11) 新井誠『信託法〔第4版〕』88頁（有斐閣、2014年）、潮見佳男『詳解相続法』468頁（弘文堂、2018年）、床谷・前掲注（9）314頁等。ただし、「シンポジウム現代相続法の課題」私法77号94頁〔沖野眞巳発言〕（2015年）は、現在では有効説の方が通説とみる。
- (12) 米倉明「信託による後継ぎ遺贈の可能性」ジュリ1162号98頁（1999年）等。他方、後継ぎ遺贈の効力を否定しつつ、受益者連続信託は認められるべきであるとする見解も多かった。詳細は、佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」関西信託研究会『資産の管理運用制度と信託』63頁以下（トラスト60、2002年）等参照。
- (13) 英米法においては、相続は、人格ではなく財産の承継であるため、信託設定時に未存在の者であっても受益者になることができるのに対して、大陸法においては、相続は人格の承継であるため、被相続人の死の瞬間に相続人が存在している

- 同時存在の原則が要求される（角紀代恵「信託と遺留分」法時89巻11号74頁（2017年）、同「信託と遺留分をめぐって」能見善久ほか編『信託法制の新時代—信託の現代的展開と将来展望』62～63頁〔弘文堂、2017年〕）。
- (14) 水野紀子「信託と相続法の相克」東北信託法研究会『変革期における信託法』124頁（トラス60、2006年）、川「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」・前掲注（7）153頁注（26）、沖野眞巳「信託法と相続法」水野紀子編『相続法の立法的課題』28頁以下（有斐閣、2006年）等参照。
- (15) たとえば、後継ぎ遺贈の効力との関係については、信託の対象となるのは所有権ではなく受益権であるため、後継ぎ遺贈とは異なり、期限付き所有権を創設することにならないかという問題は生じないと説明された（寺本・前掲注（1）259頁）。同時存在の原則との関係については、同原則は、財産について無主の状態が生ずることがないようにするための原則であるところ（中川善之助＝泉久雄編『新版注釈民法（26）』218頁（有斐閣、1992年）〔阿部浩二〕等）、信託の場合は、被相続人の財産の帰属主体は受託者であり、受託者が、そこから現に存在する受益者に対して給付を行うのであるから、未存在の者を財産の帰属主体とするわけではないと考えられた。また、同原則には、被相続人による（死因）財産処分の範囲を限定する意味、すなわち、死者が自らの死後の財産の流れをコントロールできる範囲を相続時に現存する者への財産承継に限定する機能があるとみて、信託法91条が、30年という期間を定めることで、同原則に代わる形で財産処分の限界付けをしているという理解の仕方も示唆されている（沖野・前掲注（14）35頁以下、道垣内弘人編『条解信託法』481頁〔山下純司〕〔弘文堂、2017年〕等参照）。同原則の意義は、相続人の範囲を限定し、財産承継の資格者を限定する点にもあるところ、これは、相続法が、その間の公平を図ることを予定している相続人に対する財産の保障に食い込むことの問題であり、結局、遺留分が手当てする問題そのものという整理もなされている（沖野眞巳「受益者連続型信託について」信研33号63頁〔2008年〕）。
- (16) 第165回国会衆議院法務委員会（2006年10月25日）会議録4号9頁〔寺田逸郎発言〕、寺本・前掲注（1）42頁（注3）・259頁等。
- (17) 沖野・前掲注（14）25頁、角「信託と遺留分」・前掲注（13）70頁、同「信託と遺留分をめぐって」・前掲注（13）52～53頁等参照。
- (18) 新信託法は、商事信託分野における規制緩和を念頭においたものであったが、皮肉にも、付随的・補充的に規定された遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託等が脚光を浴びることになり、また民事信託の需要を喚起させることになったといわれている（新井誠「民事信託の新たな展開」能見善久ほか編『信託法制の新時代—信託の現代的展開と将来展望』267頁〔弘文堂、2017年〕）。
- (19) ただし、信託と遺留分制度との関係が争点になったわけではないものの、株式を信託財産とする遺言信託に対する遺留分減殺請求が認められた事件として、東京高判平成28年10月19日判時2325号41頁がある。
- (20) 本判決の評釈として、岩藤美智子「判批」道垣内弘人＝松原正明編『家事法の理論・実務・判例3』157頁（勁草書房、2019年）、沖野眞巳「判批」リマークス59号70頁（2019年）、張斯琪「判批」ジュリ1540号95頁（2020年）、富田仁「判批」国土館法学53号171頁（2020年）、稲田龍

樹 = 小笠原正道「判批」学習院法務研究 15号1頁(2021年)等。

- (21) 意思無能力や公序良俗違反により本件信託が無効とならないのであれば、本件信託の内容と抵触する部分について本件死因贈与は撤回されたとみなされる(民法1023条2項参照)。また、Aは、本件死因贈与に先立ち、平成10年に、後掲不動産1~10及び17~20を妻Cに、CがAより先に死亡した場合にはYに、相続させる旨の遺言をしており(Cは、平成15年に死亡)、本件死因贈与によるこの遺言の撤回とその効力の不回復(民法1025条)等も、各行為時におけるAの意思能力の有無等に左右されうる。そのため、実際のXの請求は、様々なケースを想定して主位的・予備的請求が組み合わせられたより重層的なものであった。
- (22) 自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、贈与または遺贈には当たらず、これに準ずるものでもないとして、死亡保険金請求権を遺留分制度の規律の対象外とする判例(最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁)、養老保険契約の保険金受取人として指定されている相続人が取得する死亡保険金請求権ないし死亡保険金は、原則として、特別受益に当たる贈与または遺贈には該当しないとする判例(最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁)等が存在する。
- (23) もっとも、生命保険と信託との違いとして、保険料と保険金との関係は、集团的なリスクヘッジの中で埋没して個別直接的な関係がないのに対し、信託の場合は、個々の信託ごとに分別管理のもと財産の管理処分等が行われ、信託財産と受益権との関係が極めて強固であるという点が指摘されている(民事信託研究会『民事信託の活用と弁護士業務のかわり』36頁〔トラスト60、2009年〕)。

また、保険契約は射倖契約的な側面を有し、保険料と保険金が等価関係に立つものではないのに対して、少なくとも委託者の主観では、受益権は信託財産に見合う価値を有することが多いと考えられる。

- (24) 新井誠「信託と強制相続分・遺留分を巡る問題」国学院法学31巻4号8頁(1994年)、浅野裕司「高齢者の財産管理と信託法理の活用」小野幸二教授還暦記念論文集『二世紀の民法』514頁(法学書院、1996年)、四宮和夫『信託法〔新版〕』160頁(有斐閣、1998年)、天野佳洋「遺言信託」ジュリ1164号94頁(1999年)、水野・前掲注(14)126頁等。
- (25) 新井・前掲注(11)91頁・511頁、道垣内弘人『信託法』62頁(有斐閣、2017年)、佐久間毅『信託法をひもとく』176頁(商事法務、2019年、初出は2018年)、木村敦子「信託と遺留分に関する一考察—相続法改正をふまえて—」木南敦ほか『信託の管理・運用・承継と信託に関する研究』175頁(トラスト未来フォーラム、2019年)等参照。学説、実務等の変遷も含めて、沖野・前掲注(20)71頁以下等参照。
- (26) たとえば、三菱UFJ信託銀行「ずっと安心信託」では、信託金額の上限を保有する金融資産の1/3としている([http://www.tr.mufig.jp/shisan/download/zuttoanshin\\_jikou.pdf](http://www.tr.mufig.jp/shisan/download/zuttoanshin_jikou.pdf))。
- (27) 寺本・前掲注(1)258頁。
- (28) 川「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」・前掲注(7)159頁(注36)。
- (29) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録7』870頁以下(商事法務研究会、1984年)、『民法修正案理由書』377頁(博文館、1898年)。
- (30) 中川=泉・前掲注(10)647頁、中川善之助=加藤永一編『新版注釈民法(28)〔補

- 訂版』470頁〔中川淳〕(有斐閣、2002年)等。
- (31) 民法旧902条1項ただし書について、中川＝泉・前掲注(10)254頁、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)〔補訂版〕』169頁〔有地亨＝二宮周平〕(有斐閣、2013年)等、同法旧964条ただし書について、高木多喜男『総合判例研究叢書民法23』105頁以下(有斐閣、1964年)、中川＝泉・前掲注(10)492頁、中川＝加藤編・前掲注(30)68頁以下〔中川＝加藤〕等参照。
- (32) 佐久間毅「信託の効力に関する一考察」木南敦ほか『信託の管理・運用・承継と信託に関する研究』135頁(トラスト未来フォーラム、2019年)は、このようなYの権利ないし利益をとらえて、本件信託は、受託者に信託財産から利益を取得させることを主たる目的とするもので、信託の本質に照らし、受託者による受益者名義以外での利益取得を禁止する信託法8条に反して無効であるとする。
- (33) 受益者がX以外にも存在する本件では、受益権の放棄が遺留分の一部放棄にあたりと解するか否かを問わず(愛知県弁護士会法律研究部編『Q&A 遺留分の実務〔改訂版〕』38頁以下〔新日本法規、2011年〕等参照)、受益権を放棄するメリットもない。
- (34) あえて経済的分配のない受益権をあてがうことが、遺留分権利者への対抗手段とされ、遺留分権利者を受益権の準共有者として信託内に閉じ込め、その死亡を待って受益権を取り戻す仕組みが推奨される場合もあったという(渋谷陽一郎「家族信託と遺留分制度—東京地判平30.9.12を踏まえて—」金法2106号20頁〔2019年〕参照)。
- (35) 遺留分制度の潜脱に限らず、近時、支援業務を行う士業等の知識不足、コーディネート・コンサルティング能力不足、倫理観の欠如等により、問題のある民事信託行為が少なくないという指摘がなされており(遠藤英嗣『信託の変更と実務裁判例』2頁以下〔日本加除出版、2021年〕、小林徹「高齢者財産管理・承継における信託制度と成年後見・遺言制度の連携」澁谷彰久ほか編著『成年後見・民事信託の実践と利用促進』46頁〔日本加除出版、2021年〕、実際にそれを感じさせる裁判例も登場している(東京地判令和3年9月17日金商1640号40頁等)。
- (36) 遺言信託研究部「信託と遺留分」法律実務研究32号333頁(2017年)においても、受益者の権利が大きく制限される一方、真に優遇したい帰属権利者に財産を流し込もうとするような特殊な信託で一種の遺留分逃れと判断され得るような場合には、公序良俗の問題として信託自体を無効とすべきという主張がなされている。
- (37) 高木・前掲注(31)110頁以下、中川＝加藤編・前掲注(30)471頁以下。
- (38) 岩藤・前掲注(20)169頁以下は、本件信託が一部無効とされることにより、本件信託の目的の達成が不可能になり、信託が終了する(信託法163号1号)ことになる可能性も指摘する。
- (39) 溜箭将之「信託と遺留分の相克は解けないか」立教法学101号99頁(2020年)も、平成30年判決では、受益権の価値評価が不動産の価値の評価を経て収益の現在価値への引き直しへとシフトしており、収益では測れないYの受託者としての裁量権や無償使用权等の金銭評価しにくい無形の権限や残余権が評価対象から脱落していることを指摘し、その背景には、物権は現在価値に引き直して金銭評価できるという発想があると分析する。
- (40) 寺本・前掲注(1)260頁以下(注5)。
- (41) これらの他、遺留分権利者が遺留分侵害額請求の相手方を任意に選択することができるとする、いわゆる折衷説(双方

説)も存在する(三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早法87巻1号51頁以下〔2011年〕等)。基本的に信託財産説の発想に立ちつつ、一定の場合に、受益者を遺留分侵害額請求の相手方に加える見解も少なくない。また、遺留分の算定に当たっては信託財産の価額をもとに計算するが、受益権者を遺留分侵害額算定の相手方とするという立場もあり得ないわけではない(道垣内編・前掲注(15)474頁以下〔山下〕参照)。学説の詳細は、道垣内弘人「信託設定と遺留分減殺請求」能見善久編『信託の実務と理論』59頁以下(有斐閣、2009年)、加藤祐司「後継ぎ遺贈の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」松原正明＝道垣内弘人編『家事事件の理論と実務第2巻』11頁以下(勁草書房、2016年、初出は2010年)、角「信託と遺留分」・前掲注(13)70頁以下、同「信託と遺留分をめぐって」・前掲注(13)56頁以下、能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」能見ほか『信託の理論的深化を求めて』124頁以下(トラスト未来フォーラム、2017年)等参照。

- (42) 厳密には、信託財産説は、信託財産として財産を受託者に移転する物権行為が遺留分侵害行為に当たるとする立場(2018年相続法改正前は、遺留分減殺の対象は信託財産の移転行為であると解していた。角「信託と遺留分」・前掲注(13)72頁等)と、信託の設定行為自体が遺留分侵害行為に当たるとする立場(2018年相続法改正前は、遺留分減殺の対象は信託設定行為自体であるとしていた。能見・前掲注(41)133頁等)に分けられる。
- (43) 浅野・前掲注(24)514頁、天野・前掲注(24)94頁、川・前掲注(10)28頁・同「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」・前掲注(7)153頁、民事信託研究会・前掲注(23)37～39頁、新

井・前掲注(11)8頁、加藤・前掲注(41)18頁、浅岡輝彦＝佐久間亨編『家族信託をもちいた財産の管理・承継』57頁〔浅岡〕(清文社、2018年)、能見・前掲注(41)133頁等。相手方は、常に、あるいは一定の場合に、受託者と受益者であるとするものも少なくない(四宮・前掲注(24)160頁、水野・前掲注(14)123頁、横山美夏「信託から、所有について考える」信研36号74～77頁〔2011年〕等)。

- (44) 「法制審議会信託法部会第27回会議議事録」(2006年1月12日)。
- (45) 飯田富雄「遺言信託に関する考察」信託20号16頁(1954年)、星田寛「自分と家族のための家族信託の検討」信託229号396頁以下(2007年)、道垣内弘人「誰が殺したクックロビン」法教339号86頁(2008年)、伊室亜希子「家族信託の課題」明治学院大学法律学科研究年報30号141頁(2014年)、潮見・前掲注(11)520頁、遺言信託研究部・前掲注(36)332頁、佐久間・前掲注(25)194頁(ただし、佐久間・前掲注(32)136頁は、平成30年判決については、受益権の価額が信託不動産の合計価額を著しく下回る額になること等から、信託不動産の価額をもって受益権の価額とすべきであるという)等。また、遠藤英嗣弁護士は、受益権説の立場に立ちつつ(遠藤英嗣『新しい家族信託』74頁〔日本加除出版、2013年〕)、遺留分減殺請求の相手方を明確にしなかった平成30年判決を受けて、実務上、訴訟を提起するに当たっては、不意打ちになるのを避けるため、当面は、相手方は受託者及び受益者双方という対応しかないという(同『全訂新しい家族信託』80頁〔日本加除出版、2019年〕)。なお、木村・前掲注(25)203頁は、共同相続人が当事者となる場合には、より直接的に共同相続人間の利益の調整を行うために受益権説が妥当であるとする。

- (46) 沖野・前掲注(20) 72~73頁、同「信託契約と遺留分」岡孝先生古稀記念『比較民法学の将来像』545頁(勁草書房、2020年)、張・前掲注(20) 98頁、岩藤美智子「遺言代用信託について」家族信託実務ガイド16号4頁(2020年)等参照。
- (47) 角「信託と遺留分」・前掲注(13) 74頁参照。
- (48) 佐久間・前掲注(25) 183頁は、信託財産は受益者への給付をはじめとする信託事務処理のために全て使われ、委託者がした仕事の「費用」の性格をもち、受託者が無償で取得するものとはいえないとする。
- (49) 小林徹「福祉型信託」新井誠ほか編『信託法制の展望』424頁以下(日本評論社、2011年)参照。
- (50) 田中・前掲注(10) 237頁以下等。川・前掲注(10) 24頁以下もそのような考え方を示唆する。
- (51) 米倉・前掲注(9) 353頁は、後継ぎ遺贈の場合は、第2次受遺者は単なる期待権者でしかなく、遺留分を侵害しているとはいえず、原則として、遺留分侵害額請求の相手方にならないとする。ただし、第1次遺贈の直後に第2次遺贈が生じ、実質的にみて第1受遺者が利益を受けたとはいえないような特殊な場合には、遺贈を受けたのは第1次受益者ではなく第2次受益者であるとして、第2次受遺者を遺留分侵害額請求の相手と解することは考えられてよいとする。岩志・前掲注(10) 50頁も同旨。
- (52) 角紀代恵ほか「シンポジウム・民法から信託を考える」信研36号129頁〔横山美夏発言〕(2011年)、三枝・前掲注(41) 49頁、加藤・前掲注(41) 10頁、角「信託と遺留分」・前掲注(13) 73頁、能見・前掲注(41) 127頁等。
- (53) 受益権の評価方法の例として、遺言信託研究部・前掲注(36) 336頁以下等。
- (54) 沖野「信託契約と遺留分」・前掲注(46) 544頁。加藤・前掲注(41) 14頁も参照。
- (55) 四宮・前掲注(24) 160頁、中川=加藤編・前掲注(30) 494頁〔宮井忠夫=千藤洋三〕、道垣内・前掲注(25) 63頁、能見・前掲注(41) 128頁等。
- (56) 四宮・前掲注(24) 160頁、浅岡=佐久間・前掲注(43) 61頁〔浅岡〕、佐久間・前掲注(25) 184頁等参照。
- (57) 星田寛『「財産承継のための信託(受益者連続信託)」の検討」能見善久編『信託の実務と理論』50頁(有斐閣、2009年)(ただし、同・前掲注(45) 395頁では、遺贈または相続分の指定を伴う分割方法の指定と解する余地もあるとしつつ、一般的には死因贈与に準ずると解してよいとする)、新井・前掲注(11) 91頁・511頁、岩藤美智子「遺言代用信託についての遺留分に関する規律のあり方」信研41号(2016年) 37頁、角「信託と遺留分」・前掲注(13) 75頁等。
- (58) 四宮・前掲注(24) 160頁、中川=加藤編・前掲注(30) 463頁〔中川淳〕等。
- (59) 寺本振透編集代表『解説新信託法』155頁(弘文堂、2007年)、新井誠監修・鈴木正具=大串淳子編『コンメンタール信託法』293頁(ぎょうせい、2008年)、川「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」・前掲注(7) 154頁、横山・前掲注(43) 75~76頁、新井・前掲注(11) 169頁、道垣内・前掲注(25) 63頁、道垣内編・前掲注(15) 474頁〔山下〕、能見・前掲注(41) 123・137頁、神田秀樹=折原誠『信託法講義〔第2版〕』180頁(弘文堂、2019年)等。信託財産説の立場からは、委託者の死亡前に財産移転が生じていることから、生前贈与に準ずるものとして扱うのが自然であるように思われるが、学説上、そのような連関はみられない。
- (60) 寺本・前掲注(1) 256頁。

- (61) 柚木馨『判例相続法』427頁(有斐閣、1953年)、中川=泉・前掲注(10)655頁(注1)、潮見・前掲注(11)533頁等。
- (62) 柚木・前掲注(61)427頁、中川=泉・前掲注(10)221頁、来栖三郎『契約法』228頁(有斐閣、1964年)、広中俊雄「贈与」同『民法論集』63頁(東京大学出版会、1971年)、潮見・前掲注(11)555頁等。
- (63) 高木・前掲注(31)45頁等。
- (64) 鈴木禄弥『相続法講義〔改訂版〕』162頁(創文社、1996年)、中川=泉・前掲注(10)670頁(注8)、中川=加藤編・前掲注(30)480~481頁〔中川淳〕、中田裕康「遺留分減殺の順序及び減殺額」岡部喜代子=伊藤昌司編『新家族法実務大系4』451頁(新日本法規、2008年)等。
- (65) 学説の詳細は、中田・前掲注(64)449頁以下、千藤洋三「遺留分減殺の順序」久貴忠彦編代『遺言と遺留分第2巻遺留分〔第2版〕』120頁以下(日本評論社、2011年)等参照。
- (66) もっとも、学説上は、死因贈与はあくまでも契約であること等を理由に死因贈与に遺言の撤回自由を定める民法1022条の準用を否定する見解も多いが(我妻栄『民法講義V2』237頁〔岩波書店、1957年〕、柚木馨=高木多喜男編『新版注釈民法(14)』74頁〔柚木馨=松川正毅〕〔有斐閣、1993年〕等)、判例は、原則として、民法1022条はその方式に関する部分を除き死因贈与に準用されるとしている(最判昭和47年5月25日民集26巻4号805頁)。判例によれば、死因贈与の撤回が認められないのは、死因贈与が裁判上の和解で行われた場合(最判昭和58年1月24日民集37巻1号21頁)、死因贈与が負担付であり既に受贈者が負担を履行した場合(最判昭和57年4月30日民集36巻4号763頁)等、死因贈与の履行に対する受贈者の期待を保護すべき場合等に限られる。
- (67) 死因贈与を遺贈と同視しつつ、遺言者の生前には何らの効力も認められない遺贈とは異なり、死因贈与については所有権移転の仮登記の可能性等も考慮して最終贈与説の立場に立つ見解もある(加藤永一『叢書民法総合判例研究58I』42頁〔一粒社、1980年〕等)。
- (68) 中田・前掲注(64)449頁(新日本法規、2008年)。
- (69) 中川=泉・前掲注(10)670頁(注8)。
- (70) 能見善久=道垣内弘人編『信託法セミナー3』67~68頁〔能見善久、井上聡発言〕(有斐閣、2015年)、遺言信託研究部・前掲注(36)330~331頁等参照。
- (71) 能見善久『現代信託法』240~241頁(有斐閣、2004年)、新井・前掲注(11)511頁。
- (72) 角「信託と遺留分」前掲注(13)75頁。

(にし・きよこ)